

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 12 月 26 日 (火) 第 477 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則	
○鹿 児 島 県 税 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)	(税 務 課 取 扱 い) 1
○鹿 児 島 県 税 事 務 処 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (※)	(税 務 課 取 扱 い) 8
○鹿 児 島 県 税 事 務 決 裁 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (※)	(税 務 課 取 扱 い) 10

規 則

鹿 児 島 県 税 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 5 年 12 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 62 号

鹿 児 島 県 税 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 税 条 例 施 行 規 則 (昭 和 38 年 鹿 児 島 県 規 則 第 32 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 13 条 第 2 項 の 表 根 拠 規 定 の 欄 中 「 第 6 条 の 8 第 1 項 」 を 「 第 6 条 の 7 第 1 項 」 に , 「 第 6 条 の 8 第 2 項 」 を 「 第 6 条 の 7 第 2 項 」 に 改 め る。

第 15 条 第 1 項 中 「 第 48 条 第 1 項 又 は 第 2 項 」 を 「 第 739 条 の 5 第 1 項 又 は 第 2 項 」 に 改 め , 同 条 第 3 項 中 「 第 48 条 第 1 項 」 を 「 第 739 条 の 5 第 1 項 」 に , 「 第 8 条 第 6 項 」 を 「 第 57 条 の 4 の 2 第 10 項 」 に 改 め , 同 条 第 4 項 中 「 第 48 条 第 1 項 」 を 「 第 739 条 の 5 第 1 項 」 に 改 め る。

第 16 条 の 表 根 拠 規 定 の 欄 中 「 第 48 条 第 3 項 及 び 令 第 8 条 の 4 第 1 項 」 を 「 第 739 条 の 5 第 3 項 及 び 令 第 57 条 の 4 の 3 第 1 項 」 に , 「 第 48 条 第 6 項 」 を 「 第 739 条 の 5 第 6 項 」 に , 「 第 48 条 第 7 項 」 を 「 第 739 条 の 5 第 7 項 」 に , 「 第 71 条 の 14 第 6 項 」 を 「 第 71 条 の 14 第 7 項 」 に , 「 第 71 条 の 35 第 7 項 」 を 「 第 71 条 の 35 第 8 項 」 に , 「 第 71 条 の 55 第 7 項 」 を 「 第 71 条 の 55 第 8 項 」 に 改 め る。

第 17 条 の 表 根 拠 規 定 の 欄 中 「 第 72 条 の 46 第 6 項 」 を 「 第 72 条 の 46 第 7 項 」 に 改 め る。

第 19 条 の 表 根 拠 規 定 の 欄 中 「 第 74 条 の 23 第 6 項 」 を 「 第 74 条 の 23 第 7 項 」 に 改 め る。

第 25 条 の 表 根 拠 規 定 の 欄 中 「 第 90 条 第 6 項 」 を 「 第 90 条 第 7 項 」 に 改 め る。

第 32 条 の 16 の 表 根 拠 規 定 の 欄 中 「 第 144 条 の 47 第 6 項 」 を 「 第 144 条 の 47 第 7 項 」 に 改 め る。

第 32 条 の 33 の 表 根 拠 規 定 の 欄 中 「 第 171 条 第 6 項 」 を 「 第 171 条 第 7 項 」 に 改 め る。

別 記 第 16 号 様 式 中 「 災 害 罹 災 証 明 書 」 の 次 に 「 等 」 を 加 え る。

別 記 第 30 号 様 式 中 「 す る 期 限 」 を 「 す る 期 間 」 に 改 め る。

別 記 第 39 号 様 式 中 「 猶 予 通 知 書 」 を 「 猶 予 (承 認) 通 知 書 」 に 改 め る。

別 記 第 55 号 様 式 を 次 の よう に 改 め る。

第 55 号 様 式 (第 16 条 関 係)

納 税 義 務 者 数		鹿 児 島 県		長 殿		個 人 県 民 税 賦 課 状 況 報 告 書		年 月 日		市 町 村 長		
		区 分		現		年 課		税 分		合 計		
		普 通 徴 収	特 別 徴 収	計	普 通 徴 収	特 別 徴 収	計	普 通 徴 収	特 別 徴 収	計	普 通 徴 収	特 別 徴 収
	均 等 割 の み の も の											
	均 等 割 所 得 割 合 算 の も の											
	計											
	法 第 24 条 第 1 項 第 2 号 の も の											
	分 離 課 税 譲 渡 所 得 分	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	合 計											
	均 等 割 額											
	所 得 割 額											
	計											
	分 離 課 税 譲 渡 所 得 分											
	合 計											
①	課 税 額											

別記第57号様式から別記第57号様式の3までを次のように改める。

第57号様式 (第16条関係)

個 人 県 民 税 滞 納 報 告 書																
鹿児島県 長 殿													年 月 日			
													市町村長			
鹿児島県税条例第29条第3項の規定により, 年度分滞納状況を次のとおり報告します。																
		調 定 額			清 算 額			過 誤 納 額			不 納 欠 損 額			滞 納 額		
		納税義務者数	件数	税 額	納税義務者数	件数	税 額	納税義務者数	件数	税 額	納税義務者数	件数	税 額	納税義務者数	件数	税 額
県民税, 市町村民税及び森林環境税の合計額	県民税															
	市町村民税															
	森林環境税															
	合 計															
上記のうち徴収猶予のもの	県民税															
	市町村民税															
	森林環境税															
	合 計															
上記のうち換価猶予のもの	県民税															
	市町村民税															
	森林環境税															
	合 計															
上記のうち滞納処分の停止のもの	県民税															
	市町村民税															
	森林環境税															
	合 計															
按 分 率	県民税	0.			前年度清算不足による 調定増額	県民税			左 の う ち 払 込 済 額			県民税				
	市町村民税					市町村民税						市町村民税				
	森林環境税	0.				森林環境税						森林環境税				
備 考																

注1 前年度における未清算に係る調定増額及びこれに係る払込済額は, 上欄の調定額及び清算額に含めないこと。

2 加算金については, 県民税, 市町村民税及び森林環境税の合計額欄の記載に準じて備考欄に記載すること。

第 57 号 様 式 の 2 (第 16 条 関 係)

個 人 県 民 税 年 度 末 清 算 計 算 書

市 町 村

(年 度 分)

確定 ^{あん} 按分率 [4 月 から 6 月 まで の 払 込 率 (前 年 度 3. 31 現 在 率)]	県 民 税	0.				
	森 林 環 境 税	0.				
特定 ^{あん} 按分率 [7 月 から 3 月 まで の 通 常 払 込 率 で 小 数 点 以 下 2 位]	県 民 税	0.				
	森 林 環 境 税	0.				
年 3 月 31 日 現 在 課 税 額 (現 年 課 税 分) (滞 納 繰 越 分 は 清 算 調 定 額)	県 民 税 A	() 円				
	市 町 村 民 税 B	() 円				
	森 林 環 境 税 C	() 円				
	合 計 D	() 円				
年 3 月 31 日 現 在 按 分 率 (1 円 が 正 確 に 計 算 さ れ る 位 まで)	県 民 税 E	0.				
	森 林 環 境 税	0.				
	本 税	延 滞 金	過 少 申 告 加 算 金	不 申 告 加 算 金	重 加 算 金	計
月 日 現 在 徴 収 金 合 算 額 F	円	円	円	円	円	円
月 日 現 在 県 民 税 と し て 払 い 込 む べ き 額 $F \times E = G$ [前 年 度 に お け る 未 清 算 額 (払 込 不 足) を 除 く 。]						
月 日 まで 県 民 税 払 込 済 額 H [前 年 度 に お け る 未 清 算 額 (払 込 不 足) を 除 く 。]						
差 引 過 不 足 額 $G - H = I$						
月 徴 収 分 割 額 J						
再 差 引 過 不 足 額 $I - J = K$ (分 割 更 正 額)						
月 払 込 額 L						
払 込 過 不 足 額 M						
前 年 度 に お け る 未 清 算 額	県 民 税 払 込 不 足		県 民 税 払 込 過 納			
	上 記 払 込 不 足 額	左 の うち 払 込 済 額	上 記 払 込 過 納	左 の うち 県 から の 還 付 額		
	延 滞 金 等 払 込 不 足		延 滞 金 等 払 込 過 納			
	上 記 払 込 不 足 額	左 の うち 払 込 済 額	上 記 払 込 過 納	左 の うち 県 から の 還 付 額		
	延 滞 金					
	過 少 申 告 加 算 金					
不 申 告 加 算 金						
重 加 算 金						
備 考						

(注) 1 分離課税分は4月から3月までの分を清算すること。
 2 3.31現在課税額(A B C D)が4月以降5月31日まで異動があつた場合は5月31日現在を()書きすること。

第 57 号 様 式 の 3 (第 16 条 関 係)

個人県民税の年度末における確定 ^{あん} 按分率 異動に伴う滞納繰越分の調定異動報告書		
鹿児島県	長 殿	年 月 日
市町村長		
鹿児島県税条例第 29 条 第 4 項 の 規 定 に よ り、 滞 納 繰 越 分 の 調 定 異 動 を 次 の と お り 報 告 し ま す。		

区 分	課 税 年 度	合 計 額	県 民 税	市 町 村 民 税	森 林 環 境 税
前年度からの繰越額 (年 3 月 31 日 現 在)	平成 18 年 度 以 前 課 税 分				/
	平成 19 年 度 以 降 令 和 5 年 度 以 前 課 税 分				/
	計	A			/
	令 和 6 年 度 以 降 課 税 分	B			
適 用 さ れ る ^{あん} 按 分 率	令 和 6 年 3 月 31 日 時 点		C		/
	年 3 月 31 日 現 在		D		E
清 算 調 定 額			A×C+B×D		B×E
調 定 増 減 額					
前 年 度 清 算 不 足 に よ る 調 定 増 減					
備 考					

現年課税分

区 分	合 計 額	県 民 税	市 町 村 民 税	森 林 環 境 税
課 税 額 (年 3 月 31 日 現 在)				
確 定 ^{あん} 按 分 率				

別記第59号様式中「県民税及び市町村民税」を「県民税，市町村民税及び森林環境税」に改める。

別記第61号様式中「第48条第3項本文」を「第739条の5第3項本文」に，「第48条第1項」を「第739条の5第1項」に，同様式〔附表〕中「不動産登記法第35条第1項第5号にいう登記権限を証する書面」を「不動産登記令（平成16年政令第379号）第7条第1項第2号にいう「代理人の権限を証する情報」」に改める。

別記第62号様式中「第48条第6項」を「第739条の5第6項」に改める。

別記第70号様式の2中

連結納税の承認等	<input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人		区 分	<input type="checkbox"/> 左記の連結法人となった。 <input type="checkbox"/> 左記の連結法人でなくなった。
	上記区分に該当することとなった事由	<input type="checkbox"/> 連結納税の承認があつた。 <input type="checkbox"/> 完全支配関係を有することとなった。 <input type="checkbox"/> 連結完全支配関係を有しなくなった。（原因： ） <input type="checkbox"/> 連結納税の承認の取消処分があつた。 <input type="checkbox"/> 連結納税適用の取りやめの承認があつた。		
	上記事由が生じた日	年 月 日		
	最初連結親法人事業年度	年 月 日から 年 月 日まで		
	連結子法人適用開始事業年度	年 月 日から 年 月 日まで		
	連結子法人の場合	連結親法人法人名		
		連結親法人所在地	〒	

を

通算制度の承認等	<input type="checkbox"/> 通算親法人 <input type="checkbox"/> 通算子法人		区 分	<input type="checkbox"/> 左記の通算法人となった。 <input type="checkbox"/> 左記の通算法人でなくなった。
	上記区分に該当することとなった事由	<input type="checkbox"/> 通算制度の承認があつた。 <input type="checkbox"/> 完全支配関係を有することとなった。 <input type="checkbox"/> 完全支配関係を有しなくなった。（原因： ） <input type="checkbox"/> 通算制度の承認の取消処分があつた。 <input type="checkbox"/> 通算制度の適用の取りやめの承認があつた（グループ通算制度へ移行しない旨の届出を行った）。		
	上記事由が生じた日	年 月 日		
	最初通算親法人事業年度	年 月 日から 年 月 日まで		
	通算子法人適用開始事業年度	年 月 日から 年 月 日まで		
	通算子法人の場合	通算親法人法人名		
		通算親法人所在地	〒	

に改

め，「連結法人となった場合は，連結納税の承認申請書」を「通算法人となった場合は，グループ通算制度の承認の申請書」に，「連結法人でなくなった場合」を「通算法人でなくなった場合」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は，令和6年1月1日から施行する。ただし，別記第16号様式，別記第30号様式，別記第39号様式及び別記第70号様式の2の改正規定は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の鹿児島県税条例施行規則第15条第1項，第3項及び第4項並びに別記第55号様式，別記第57号様式から別記第57号様式の3まで，別記第59号様式，別記第61号様式及び別記第62号様式の規定は，令和6年度以後の年度分の個人の県民税，個人の市町村民税及び森林環境税について適用し，令和5年度分までの個人の県民税及び個人の市町村民税については，なお従前の例による。

（旧様式の使用）

- この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県税条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は，当分の間，必要な調整をして使用することができる。

訓 令

鹿児島県訓令第 7 号

鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 12 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令

鹿児島県税事務処理規程（昭和 39 年鹿児島県訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「一第 129 条の 2」を「一第 129 条の 17」に、「第 170 条」を「第 170 条の 4」に改める。

第 13 条第 2 項中「納税管理人（変更）承認（不承認）決議書」を「納税管理人（変更）承認・不承認決議書」に改め、同条第 4 項中「第 157 条第 2 項」を「第 153 条第 2 項」に、「納税管理人不設定認定（不認定）決議書」を「納税管理人不設定認定・不認定決議書」に改める。

第 14 条第 2 項中「災害等による期限延長承認（不承認）決議書」を「災害等による期限延長承認・不承認決議書」に改める。

第 25 条中「第 8 条第 3 項後段」を「第 57 条の 4 の 2 第 3 項」に改める。

第 26 条中「第 8 条第 1 項及び第 2 項」を「第 57 条の 4 の 2 第 1 項及び第 2 項」に、「あん分率が」を「按分率が」に、「個人県民税の年度末における確定あん分率異動に伴う滞納繰越分の調定異動報告書」を「個人県民税の年度末における確定按分率異動に伴う滞納繰越分の調定異動報告書」に改める。

第 44 条の 2 第 1 項中「徴収猶予（期間延長）承認・不承認決議書」を「徴収猶予（換価の猶予）（期間延長）承認・不承認決議書」に改める。

第 95 条の 14 第 1 項中「徴収猶予（期間延長）承認・不承認決議書」を「徴収猶予（換価の猶予）（期間延長）承認・不承認決議書」に、「徴収猶予承認通知書」を「徴収猶予（換価の猶予）（期間延長）承認通知書」に、「徴収猶予不承認通知書」を「徴収猶予（換価の猶予）（期間延長）不承認通知書」に改める。

第 129 条の 4 中「平成 25 年鹿児島県条例第 50 号」を「令和 5 年鹿児島県条例第 32 号」に改める。

第 147 条第 1 号中「第 48 条第 1 項又は第 2 項」を「第 739 条の 5 第 1 項又は第 2 項」に改める。

第 163 条第 1 項中「第 20 条の 9 の 3 第 4 項ただし書」を「第 20 条の 9 の 3 第 5 項ただし書」に、「徴収猶予（期間延長）承認・不承認決議書」を「徴収猶予（換価の猶予）（期間延長）承認・不承認決議書」に、「徴収猶予（期間延長）承認通知書又は徴収猶予（期間延長）不承認通知書」を「徴収猶予（換価の猶予）（期間延長）承認通知書又は徴収猶予（換価の猶予）（期間延長）不承認通知書」に改め、同条第 3 項中「第 15 条第 3 項」を「第 15 条第 4 項」に改める。

第 164 条第 1 項中「第 15 条の 2 第 2 項」を「第 15 条の 2 の 3 第 2 項」に、「差押解除承認（不承認）通知書」を「差押解除承認・不承認通知書」に改める。

第 168 条の見出し中「換価」を「職権による換価」に改め、同条第 1 項中「換価の猶予決議書」を「換価の猶予（期間延長）決議書」に、「換価の猶予通知書」を「換価の猶予（期間延長）通知書」に改め、同条第 3 項中「第 15 条の 5 第 3 項」を「第 15 条の 5 第 2 項」に、「第 15 条第 3 項」を「法第 15 条第 4 項」に改める。

第 169 条の見出し中「換価」を「職権による換価」に改め、同条中「第 15 条の 5 第 2 項」を「第 15 条の 5 の 3 第 1 項」に改める。

第 170 条の見出し中「換価」を「職権による換価」に改め、同条第 1 項中「第 15 条の 6 第 1 項」を「第 15 条の 5 の 3 第 2 項において準用する法第 15 条の 3 第 1 項（同項第 5 号を除く。）」に改め、第 3 章第 5 節第 2 款中同条の次に次の 3 条を加える。

（申請による換価の猶予の取扱い）

第 170 条の 2 地域振興局等の長は、法第 15 条の 6 第 1 項の規定による換価の猶予の申請があつたときは、その内容について調査し、徴収猶予（換価の猶予）（期間延長）承認・不承認決議書により処理するとともに、その結果を徴収猶予（換価の猶予）（期間延長）承認通知

書又は徴収猶予（換価の猶予）（期間延長）不承認通知書により当該申請をした者に通知しなければならない。

2 地域振興局等の長は、前項の規定により換価の猶予の承認の処理をしたものについては、必要な事項について電算処理をしなければならない。

3 前2項の規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予の期間の延長の申請があつた場合について準用する。

（申請による換価の猶予に伴う差押解除の取扱い）

第170条の3 地域振興局等の長は、法第15条の6の3第1項の規定により差押えの解除をする場合においては、第164条の規定に準じて処理しなければならない。

（申請による換価の猶予の取消しの取扱い）

第170条の4 地域振興局等の長は、法第15条の6の3第2項において準用する法第15条の3第1項の規定により換価の猶予を取り消そうとする場合は、換価の猶予取消決議書により処理するとともに、換価の猶予を取り消したときは、その旨を換価の猶予取消通知書により当該滞納者に通知しなければならない。

2 第170条の2第2項の規定は、前項の規定により取消しの処理をした場合について準用する。

第194条の見出し中「取扱い」の次に「等」を加え、同条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、徴税吏員は、前2項の規定による滞納整理票への処理状況又は必要な事項の記載に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては識別することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に処理状況又は必要な事項を記録することができる。

4 前項の規定の適用に関し必要な事項については、別に定めるところによる。

第254条第1項第4号中「民法」の次に「（明治29年法律第89号）」を加える。

別記様式目次中「第8号様式の2 納税管理人（変更）承認（不承認）決議書」を「第8号様式の2 納税管理人（変更）承認・不承認決議書」に、「第8号様式の4 納税管理人不設定認定（不認定）決議書」を「第8号様式の4 納税管理人不設定認定・不認定決議書」に、「第9号様式 災害等による期限延長承認（不承認）決議書」を「第9号様式 災害等による期限延長承認・不承認決議書」に、「第205号様式 徴収猶予（期間延長）承認・不承認決議書」を「第205号様式 徴収猶予（換価の猶予）（期間延長）承認・不承認決議書」に、「第208号様式 差押解除承認（不承認）通知書」を「第208号様式 差押解除承認・不承認通知書」に、「第211号様式 換価の猶予・猶予期間延長決議書」を「第211号様式 換価の猶予（期間延長）決議書」に、「第213号様式 換価の猶予・猶予期間延長取消決議書」を「第213号様式 換価の猶予取消決議書」に改める。

別記第106号様式中「決算回議」を「決裁回議」に改める。

別記第205号様式中「第44条の2、第95条の14、第163条関係」を「第44条の2、第95条の14、第163条、第170条の2関係」に、「徴収猶予（期間延長）承認決議書」を「徴収猶予（換価

の猶予）（期間延長）承認決議書」に、「（期間延長）を」を「（換価の猶予）（期間延長）

を」に、「徴収猶予の」を「徴収猶予（換価の猶予）の」に、「徴収猶予を」を「徴収猶予（換価の猶予）を」に、「税目及び税額並びに分納の方法、担保物等」を「税目、税額及び分納の方法並びに担保物等」に改める。

別記第211号様式中「換価の猶予（猶予期間延長）決議書」を「換価の猶予（期間延長）決議書」に、「換価を猶予（換価の猶予の期間を延長）」を「換価の猶予（期間延長）を」に改める。

別記第213号様式中「第170条関係」を「第170条、第170条の4関係」に、「換価の猶予（猶予期間延長）取消決議書」を「換価の猶予取消決議書」に、「換価猶予（換価の猶予の期間延長）」を「換価の猶予」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。ただし、目次の改正規定、第 13 条第 2 項及び第 4 項、第 14 条第 2 項、第 44 条の 2 第 1 項、第 95 条の 14 第 1 項、第 129 条の 4、第 163 条第 1 項及び第 3 項並びに第 164 条第 1 項の改正規定、第 168 条の見出しの改正規定、同条第 1 項及び第 3 項の改正規定、第 169 条の見出しの改正規定、同条の改正規定、第 170 条の見出しの改正規定、同条第 1 項の改正規定、第 3 章第 5 節第 2 款中同条の次に 3 条を加える改正規定、第 194 条の見出しの改正規定、同条中第 3 項を第 5 項とし、第 2 項の次に 2 項を加える改正規定、第 254 条第 1 項第 4 号の改正規定、別記様式目次の改正規定、別記第 106 号様式、別記第 205 号様式、別記第 211 号様式及び別記第 213 号様式の改正規定並びに附則第 3 項の規定は、令和 5 年 12 月 26 日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県税事務処理規程第 147 条の規定は、令和 6 年度以後の年度分の個人の県民税及び個人の市町村民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の県民税及び個人の市町村民税については、なお従前の例による。
- 3 この訓令の施行の際現に改正前の鹿児島県税事務処理規程に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

鹿児島県訓令第 8 号

鹿児島県税事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 12 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県税事務決裁規程の一部を改正する訓令

鹿児島県税事務決裁規程（昭和 43 年鹿児島県訓令第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の項地域振興局等の総務企画部長の専決事項の欄第 2 号中「48③」を「739 の 5 ③」に改め、同欄第 3 号中「48⑦」を「739 の 5 ⑦」に改める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。